

◎障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準の一部を改正する件

新旧対照条文

○障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第五百二十三号）新旧対照表

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>一 指定障害福祉サービス等（障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号。以下「法」という。）第二十九条第一項に規定する指定障害福祉サービス等という。以下同じ。）及び基準該当障害福祉サービス（法第三十条第一項第二号に掲げる基準該当障害福祉サービスをいう。以下同じ。）に要する費用の額は、別表介護給付費等単位数表第1から第4まで及び第6から第17までにより算定する単位数に別に厚生労働大臣が定める一単位の単価を乗じて得た額又は同表第5により算定する単位数に十円を乗じて得た額を算定するものとする。</p> <p>二（略）</p>	<p>一 指定障害福祉サービス等（障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号。以下「法」という。）第二十九条第一項に規定する指定障害福祉サービス等という。以下同じ。）及び基準該当障害福祉サービス（法第三十条第一項第二号に掲げる基準該当障害福祉サービスをいう。以下同じ。）に要する費用の額は、別表介護給付費等単位数表第1から第3まで及び第5から第16までにより算定する単位数に別に厚生労働大臣が定める一単位の単価を乗じて得た額又は同表第4により算定する単位数に十円を乗じて得た額を算定するものとする。</p> <p>二（略）</p>
<p>別表 介護給付費等単位数表 第1 居宅介護 1 居宅介護サービス費 イ～ホ（略） 注1～10（略）</p>	<p>別表 介護給付費等単位数表 第1 居宅介護 1 居宅介護サービス費 イ～ホ（略） 注1～10（略）</p>

11 夜間（午後6時から午後10時までの時間をいう。以下同じ。）又は早朝（午前6時から午前8時までの時間をいう。以下同じ。）に指定居宅介護等を行った場合にあつては、1回につき所定単位数の100分の25に相当する単位数を所定単位数に加算し、深夜（午後10時から午前6時までの時間をいう。以下同じ。）に指定居宅介護等を行った場合にあつては、1回につき所定単位数の100分の50に相当する単位数を所定単位数に加算する。

12～14 (略)

15 利用者が居宅介護以外の障害福祉サービスを受けている間（第10の1の注5の適用を受けている間（指定障害福祉サービス基準附則第18条の2第1項又は第2項の規定の適用を受ける利用者に限る。）又は同ホの経過的居宅介護利用型共同生活介護サービス費を受けている間を除く。）若しくは旧法施設支援（法附則第20条に規定する旧法施設支援をいう。以下同じ。）を受けている間又は児童福祉施設（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条に規定する児童福祉施設をいう。以下同じ。）に入所（通所による入所を含む。）している間は、居宅介護サービス費は、算定しない。

2・3 (略)

第2 重度訪問介護

1 重度訪問介護サービス費

イヘウ (略)

注1 次の(1)から(3)までのいずれにも該当する利用者に対して、重度訪問介護（居宅における入浴、排せつ又は食事の介護等及び外出（通勤、営業活動等の経済活動に係る外出、通

11 夜間（午後6時から午後10時までの時間をいう。）又は早朝（午前6時から午前8時までの時間をいう。）に指定居宅介護等を行った場合にあつては、1回につき所定単位数の100分の25に相当する単位数を所定単位数に加算し、深夜（午後10時から午前6時までの時間をいう。）に指定居宅介護等を行った場合にあつては、1回につき所定単位数の100分の50に相当する単位数を所定単位数に加算する。

12～14 (略)

15 利用者が居宅介護以外の障害福祉サービスを受けている間（第9の1の注5の適用を受けている間（指定障害福祉サービス基準附則第18条の2第1項又は第2項の規定の適用を受ける利用者に限る。）又は同ホの経過的居宅介護利用型共同生活介護サービス費を受けている間を除く。）若しくは旧法施設支援（法附則第20条に規定する旧法施設支援をいう。以下同じ。）を受けている間又は児童福祉施設（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条に規定する児童福祉施設をいう。以下同じ。）に入所（通所による入所を含む。）している間は、居宅介護サービス費は、算定しない。

2・3 (略)

第2 重度訪問介護

1 重度訪問介護サービス費

イヘウ (略)

注1 次の(1)から(3)までのいずれにも該当する利用者に対して、重度訪問介護（居宅における入浴、排せつ又は食事の介護等及び外出（通勤、営業活動等の経済活動に係る外出、通

年かつ長期にわたる外出及び社会通念上適当でない外出を除き、原則として1日の範囲内で用務を終えるものに限る。2並びに第3及び第4において同じ。) 時における移動中の介護を総合的に行うものをいう。以下同じ。) に係る指定障害福祉サービス(法第29条第1項に規定する指定障害福祉サービス)をいう。以下同じ。) の事業を行う者(3において「指定重度訪問介護事業者」という。) が当該事業を行う事業所(以下「指定重度訪問介護事業所」という。) に置かれる従業者又は重度訪問介護に係る基準該当障害福祉サービス(法第30条第1項第2号に掲げる基準該当障害福祉サービス)をいう。以下同じ。) の事業を行う者が当該事業を行う事業所(以下「基準該当重度訪問介護事業所」という。) に置かれる従業者(注7及び注10において「重度訪問介護従業者」という。) が、重度訪問介護に係る指定障害福祉サービス(以下「指定重度訪問介護」という。) 又は重度訪問介護に係る基準該当障害福祉サービス(以下「指定重度訪問介護等」という。) を行った場合に、所定単位数を算定する。

(1)～(3) (略)

2～4 (略)

5 別に厚生労働大臣が定める者が、第9の注1に規定する利用者の心身の状態に相当する心身の状態にある者につき、指定重度訪問介護等を行った場合に、所定単位数の100分の15に相当する単位数を所定単位数に加算する。

6・7 (略)

8 夜間又は早朝に指定重度訪問介護等を行った場合にあっては、1回につき所定単位数の100分の25に相当する単位数を所定単位数に加算し、深夜に指定重度訪問介護等を行っ

年かつ長期にわたる外出及び社会通念上適当でない外出を除き、原則として1日の範囲内で用務を終えるものに限る。2及び第3において同じ。) 時における移動中の介護を総合的に行うものをいう。以下同じ。) に係る指定障害福祉サービス(法第29条第1項に規定する指定障害福祉サービス)をいう。以下同じ。) の事業を行う者(3において「指定重度訪問介護事業者」という。) が当該事業を行う事業所(以下「指定重度訪問介護事業所」という。) に置かれる従業者又は重度訪問介護に係る基準該当障害福祉サービス(法第30条第1項第2号に掲げる基準該当障害福祉サービス)をいう。以下同じ。) の事業を行う者が当該事業を行う事業所(以下「基準該当重度訪問介護事業所」という。) に置かれる従業者(注7及び注10において「重度訪問介護従業者」という。) が、重度訪問介護に係る指定障害福祉サービス(以下「指定重度訪問介護」という。) 又は重度訪問介護に係る基準該当障害福祉サービス(以下「指定重度訪問介護等」という。) を行った場合に、所定単位数を算定する。

(1)～(3) (略)

2～4 (略)

5 別に厚生労働大臣が定める者が、第8の注1に規定する利用者の心身の状態に相当する心身の状態にある者につき、指定重度訪問介護等を行った場合に、所定単位数の100分の15に相当する単位数を所定単位数に加算する。

6・7 (略)

8 夜間(午後6時から午後10時までの時間をいう。) 又は早朝(午前6時から午前8時までの時間をいう。) に指定重度訪問介護等を行った場合にあっては、1回につき所定

た場合にあつては、1回につき所定単位数の100分の50(に相当する単位数を所定単位数に)加算する。

9～11 (略)

12 利用者が重度訪問介護以外の障害福祉サービスを受けている間(第10の1の注5の適用を受けている間(指定障害福祉サービス基準附則第18条の2第1項又は第2項の規定の適用を受ける利用者に限る。))又は同ホの経過的居宅介護利用型共同生活介護サービス費を受けている間を除く。)  
)又は旧法施設支援を受けている間は、重度訪問介護サービス費は、算定しない。

2～4 (略)

### 第3 同行援護

#### 1 同行援護サービス費

##### イ 身体介護を伴う場合

(1) 所要時間30分未満の場合	254単位
(2) 所要時間30分以上1時間未満の場合	402単位
(3) 所要時間1時間以上1時間30分未満の場合	584単位
(4) 所要時間1時間30分以上2時間未満の場合	667単位
(5) 所要時間2時間以上2時間30分未満の場合	750単位
(6) 所要時間2時間30分以上3時間未満の場合	833単位
(7) 所要時間3時間以上の場合	916単位(に所要時間3時間から計算して所要時間30分を増すごとに83単位を加算した単位数)

##### ロ 身体介護を伴わない場合

単位数の100分の25(に相当する単位数を所定単位数に)加算し、深夜(午後10時から午前6時までの時間をいう。)(に指定重度訪問介護等を行った場合にあつては、1回につき所定単位数の100分の50(に相当する単位数を所定単位数に)加算する。

9～11 (略)

12 利用者が重度訪問介護以外の障害福祉サービスを受けている間(第9の1の注5の適用を受けている間(指定障害福祉サービス基準附則第18条の2第1項又は第2項の規定の適用を受ける利用者に限る。))又は同ホの経過的居宅介護利用型共同生活介護サービス費を受けている間を除く。)  
)又は旧法施設支援を受けている間は、重度訪問介護サービス費は、算定しない。

2～4 (略)

- |                          |   |
|--------------------------|---|
| (1) 所要時間30分未満の場合         | 105単位   |
| (2) 所要時間30分以上1時間未満の場合    | 197単位   |
| (3) 所要時間1時間以上1時間30分未満の場合 | 276単位   |
| (4) 所要時間1時間30分以上の場合      | 346単位に所要時間1時間30分から計算して所要時間30分を増すごとに70単位を加算した単位数 |

注1 イにあつては次の(1)及び(2)のいずれにも、ロにあつては次の(1)に該当する利用者に対して、同行援護(外出時において、当該利用者に同行し、移動に必要な情報の提供(代筆・代読を含む。)、移動の援護、排せつ及び食事等の介護その他の当該利用者の外出時に必要な援助を行うことをいう。以下同じ。)に係る指定障害福祉サービスの事業を行う者(3)において「指定同行援護事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「指定同行援護事業所」という。)に置かれる従業者又は同行援護に係る基準該当障害福祉サービスの事業を行う者が当該事業を行う事業所(以下「基準該当同行援護事業所」という。)に置かれる従業者(以下「同行援護従業者」という。)が同行援護に係る指定障害福祉サービス(以下「指定同行援護」という。)又は同行援護に係る基準該当障害福祉サービス(以下「指定同行援護等」という。)を行った場合に、所定単位数を算定する。

(1) 別に厚生労働大臣が定める基準を満たしていること。

(2) 次の(イ)及び(ロ)のいずれにも該当する心身の状態(障害児にあつては、これに相当する心身の状態)にあること。

(イ) 区分2以上に該当していること。

(ロ) 認定調査表における次のaからeまでに掲げる調査項目のいずれかについて、それぞれaからeまでに掲げ

る状態のいずれか一つに認定されていること。

a 2-5 「3. できない」

b 2-6 「2. 見守り等」、 「3. 一部介助」 又は

「4. 全介助」

c 2-7 「2. 見守り等」、 「3. 一部介助」 又は

「4. 全介助」

d 4-5 「2. 見守り等」、 「3. 一部介助」 又は

「4. 全介助」

e 4-6 「2. 見守り等」、 「3. 一部介助」 又は

「4. 全介助」

2 指定同行援護等を行った場合に、現に要した時間ではなく、同行援護計画（指定障害福祉サービス基準第43条第2項及び第48条第2項において準用する指定障害福祉サービス基準第26条の規定により作成する計画をいう。以下同じ。）に位置付けられた内容の指定同行援護等を行うのに要する標準的な時間で所定単位数を算定する。

3 イについては、別に厚生労働大臣が定める者が、指定同行援護等を行った場合に所定単位数を算定する。ただし、別に厚生労働大臣が定める者が指定同行援護等を行った場合にあつては、所定単位数に代えて、所定単位数の100分の70に相当する単位数を算定する。

4 ロについては、別に厚生労働大臣が定める者が指定同行援護等を行った場合に、所定単位数を算定する。ただし、別に厚生労働大臣が定める者が指定同行援護等を行った場合にあつては、所定単位数に代えて、所定単位数の100分の90に相当する単位数を算定する。

5 別に厚生労働大臣が定める要件を満たす場合であつて、同

時に2人の同行援護従業者が1人の利用者に対して指定同行援護等を行った場合に、それぞれの同行援護従業者が行う指定同行援護等につき所定単位数を算定する。

- 6 夜間又は早朝に指定同行援護等を行った場合にあつては、1回につき所定単位数の100分の25に相当する単位数を所定単位数に加算し、深夜に指定同行援護等を行った場合にあつては、1回につき所定単位数の100分の50に相当する単位数を所定単位数に加算する。

- 7 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定同行援護事業所において、指定同行援護を行った場合にあつては、当該基準に掲げる区分に従い、1回につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあつては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- (1) 特定事業所加算(I) 所定単位数の100分の20に相当する単位数
- (2) 特定事業所加算(II) 所定単位数の100分の10に相当する単位数
- (3) 特定事業所加算(III) 所定単位数の100分の10に相当する単位数

- 8 別に厚生労働大臣が定める地域に居住している利用者に対して、指定同行援護事業所又は基準該当同行援護事業所(以下「指定同行援護事業所」という。)の同行援護従業者が指定同行援護等を行った場合にあつては、1回につき所定単位数の100分の15に相当する単位数を所定単位数に加算する。

- 9 利用者又はその家族等からの要請に基づき、指定同行援護事業所等のサービス提供責任者が同行援護計画の変更を行い

、当該指定同行援護事業所等の同行援護従業者が当該利用者の同行援護計画において計画的に訪問することとなつていない指定同行援護等を緊急に行つた場合にあつては、利用者1人に対し、1月につき2回を限度として、1回につき100単位を加算する。

10 利用者<sup>10</sup>が同行援護以外の障害福祉サービスを受けている間若しくは旧法施設支援を受けている間又は児童福祉施設に入所（通所による入所を含む。）している間は、同行援護サービス費は、算定しない。

## 2 初回加算

200単位

注 指定同行援護事業所等において、新規に同行援護計画を作成した利用者に対して、サービス提供責任者が初回若しくは初回の指定同行援護等を行つた日の属する月に指定同行援護等を行つた場合又は当該指定同行援護事業所等の他の同行援護従業者が初回若しくは初回の指定同行援護等を行つた日の属する月に指定同行援護等を行つた際にサービス提供責任者が同行した場合に、1月につき所定単位数を加算する。

## 3 利用者負担上限額管理加算

150単位

注 指定同行援護事業者が、指定障害福祉サービス基準第43条第2項において準用する指定障害福祉サービス基準第22条に規定する利用者負担額合計額の管理を行つた場合に、1月につき所定単位数を加算する。

## 第4 行動援護

1～3 (略)

## 第5 療養介護

1～3 (略)

## 第6 生活介護

## 第3 行動援護

1～3 (略)

## 第4 療養介護

1～3 (略)

## 第5 生活介護

1 生活介護サービス費（1日につき）

イ・ロ（略）

注1 イ及びロについては、次の(1)から(4)までのいずれかに該当する利用者に対して、指定障害福祉サービス基準第77条に規定する指定生活介護（以下「指定生活介護」という。））、指定障害者支援施設（法第29条第1項に規定する指定障害者支援施設をいう。以下同じ。）が行う生活介護に係る指定障害福祉サービス、のぞみの園（独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法（平成14年法律第167号）第11条第1号の規定により独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園が設置する施設をいう。以下同じ。）が行う生活介護又は指定障害福祉サービス基準第219条に規定する特定基準該当生活介護（以下「特定基準該当生活介護」という。）（以下「指定生活介護等」という。）を行った場合に、利用定員（多機能型事業所（指定障害福祉サービス基準第214条第1項に規定する多機能型事業所をいう。））である指定生活介護事業所（指定障害福祉サービス基準第78条第1項に規定する指定生活介護事業所をいう。以下同じ。））にあつては一体的に事業を行う当該多機能型事業所の利用定員の合計数とし、複数の昼間実施サービス（障害者自立支援法に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第172号。以下「指定障害者支援施設基準」という。）第2条第16号に掲げる昼間実施サービスをいう。以下同じ。）を行う指定障害者支援施設等（法第34条第1項に規定する指定障害者支援施設等をいう。以下同じ。））にあつては当該昼間実施サービスの利用定員の合計数とする。第12か

1 生活介護サービス費（1日につき）

イ・ロ（略）

注1 イ及びロについては、次の(1)から(4)までのいずれかに該当する利用者に対して、指定障害福祉サービス基準第77条に規定する指定生活介護（以下「指定生活介護」という。））、指定障害者支援施設（法第29条第1項に規定する指定障害者支援施設をいう。以下同じ。）が行う生活介護に係る指定障害福祉サービス、のぞみの園（独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法（平成14年法律第167号）第11条第1号の規定により独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園が設置する施設をいう。以下同じ。）が行う生活介護又は指定障害福祉サービス基準第219条に規定する特定基準該当生活介護（以下「特定基準該当生活介護」という。）（以下「指定生活介護等」という。）を行った場合に、利用定員（多機能型事業所（指定障害福祉サービス基準第214条第1項に規定する多機能型事業所をいう。））である指定生活介護事業所（指定障害福祉サービス基準第78条第1項に規定する指定生活介護事業所をいう。以下同じ。））にあつては一体的に事業を行う当該多機能型事業所の利用定員の合計数とし、複数の昼間実施サービス（障害者自立支援法に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第172号。以下「指定障害者支援施設基準」という。）第2条第16号に掲げる昼間実施サービスをいう。以下同じ。）を行う指定障害者支援施設等（法第34条第1項に規定する指定障害者支援施設等をいう。以下同じ。））にあつては当該昼間実施サービスの利用定員の合計数とする。第11か

ら第16までにおいて同じ。)及び障害程度区分に応じ、1日につき所定単位数を算定する。ただし、地方公共団体が設置する指定生活介護事業所、指定障害福祉サービス基準第20条第1項に規定する特定基準該当障害福祉サービス事業所(以下「特定基準該当障害福祉サービス事業所」という。)又は指定障害者支援施設の指定生活介護等の単位の場合にあつては、所定単位数の1000分の965に相当する単位数を算定する。

(1) 第11の1の注1に規定する指定施設入所支援等を受け  
る者((2)、(3)及び(4)において「施設入所者」という。  
)のうち、区分4(50歳以上の者にあつては、区分3)  
以上に該当するもの

(2)～(4) (略)

2～5 (略)

2～9 (略)

10 食事提供体制加算

42単位

注 障害者自立支援法施行令(平成18年政令第10号)第17条第1項第1号に掲げる者のうち、支給決定障害者等(法第5条第18項第2号に規定する支給決定障害者等をいう。)及び当該支給決定障害者等と同一の世帯に属する者(特定支給決定障害者(同令第17条第1項第4号に規定する特定支給決定障害者をいう。以下この項において同じ。)にあつては、その配偶者に限る。)について指定障害福祉サービス等のあつた月の属する年度(指定障害福祉サービス等のあつた月が4月から6月までの場合にあつては、前年度)分の地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による市町村民税(同法の規定による特別区民税を含む。)の同法第292条第1項第2号に掲げる所得割(同法第328条

ら第15までにおいて同じ。)及び障害程度区分に応じ、1日につき所定単位数を算定する。ただし、地方公共団体が設置する指定生活介護事業所、指定障害福祉サービス基準第20条第1項に規定する特定基準該当障害福祉サービス事業所(以下「特定基準該当障害福祉サービス事業所」という。)又は指定障害者支援施設の指定生活介護等の単位の場合にあつては、所定単位数の1000分の965に相当する単位数を算定する。

(1) 第10の1の注1に規定する指定施設入所支援等を受け  
る者((2)、(3)及び(4)において「施設入所者」という。  
)のうち、区分4(50歳以上の者にあつては、区分3)  
以上に該当するもの

(2)～(4) (略)

2～5 (略)

2～9 (略)

10 食事提供体制加算

42単位

注 障害者自立支援法施行令(平成18年政令第10号)第17条第1項第1号に掲げる者のうち、支給決定障害者等(法第5条第17項第2号に規定する支給決定障害者等をいう。)及び当該支給決定障害者等と同一の世帯に属する者(特定支給決定障害者(同令第17条第1項第4号に規定する特定支給決定障害者をいう。以下この項において同じ。)にあつては、その配偶者に限る。)について指定障害福祉サービス等のあつた月の属する年度(指定障害福祉サービス等のあつた月が4月から6月までの場合にあつては、前年度)分の地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による市町村民税(同法の規定による特別区民税を含む。)の同法第292条第1項第2号に掲げる所得割(同法第328条

の規定によって課する所得割を除く。)の額(障害者自立支援法施行規則(平成18年厚生労働省令第19号。以下「規則」という。)第26条の2に掲げる規定による控除をされるべき金額があるときは、当該金額を加算した額とする。)を合算した額が28万円未満(特定支給決定障害者にあつては、16万円未満)である者並びに同令第17条第1項第2号から第4号までに掲げる者(以下「低所得者等」という。)であつて生活介護計画等により食事の提供を行うこととなっている利用者(指定障害者支援施設等に入所する者を除く。)又は低所得者等である基準該当生活介護の利用者に対して、指定生活介護事業所等又は基準該当生活介護事業所に従事する調理員による食事の提供であること又は調理業務を第三者に委託していること等当該指定生活介護事業所等又は基準該当生活介護事業所の責任において食事提供のための体制を整えているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た当該指定生活介護事業所等又は基準該当生活介護事業所において、食事の提供を行った場合に、平成24年3月31日までの間、1日につき所定単位数を加算する。

第7 児童デイサービス

1～8 (略)

第8 短期入所

1 短期入所サービスマン費用(1日につき)

イ～ハ (略)

注1 イ(1)については、区分1以上に該当する利用者(障害児を除く。第8において同じ。)に対して、指定短期入所事業所(指定障害福祉サービスマン基準第115条第1項に規定する指定短期入所事業所をいう。以下同じ。)において指定短期入所(指定障害福祉サービスマン基準第114条に規定する指定

の規定によって課する所得割を除く。)の額(障害者自立支援法施行規則(平成18年厚生労働省令第19号。以下「規則」という。)第26条の2に掲げる規定による控除をされるべき金額があるときは、当該金額を加算した額とする。)を合算した額が28万円未満(特定支給決定障害者にあつては、16万円未満)である者並びに同令第17条第1項第2号から第4号までに掲げる者(以下「低所得者等」という。)であつて生活介護計画等により食事の提供を行うこととなっている利用者(指定障害者支援施設等に入所する者を除く。)又は低所得者等である基準該当生活介護の利用者に対して、指定生活介護事業所等又は基準該当生活介護事業所に従事する調理員による食事の提供であること又は調理業務を第三者に委託していること等当該指定生活介護事業所等又は基準該当生活介護事業所の責任において食事提供のための体制を整えているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た当該指定生活介護事業所等又は基準該当生活介護事業所において、食事の提供を行った場合に、平成24年3月31日までの間、1日につき所定単位数を加算する。

第6 児童デイサービス

1～8 (略)

第7 短期入所

1 短期入所サービスマン費用(1日につき)

イ～ハ (略)

注1 イ(1)については、区分1以上に該当する利用者(障害児を除く。別表第7において同じ。)に対して、指定短期入所事業所(指定障害福祉サービスマン基準第115条第1項に規定する指定短期入所事業所をいう。以下同じ。)において指定短期入所(指定障害福祉サービスマン基準第114条に規定

短期入所をいう。以下同じ。)を行った場合に、障害程度区分に応じ、1日につきそれぞれ所定単位数を算定する。

2 イ(2)については、区分1以上に該当する利用者が、指定生活介護等、第12の1の注1に規定する指定自立訓練(機能訓練)等、第13の1の注1に規定する指定自立訓練(生活訓練)等、第14の1の注1に規定する指定就労移行支援等、第15の1の注1に規定する指定就労継続支援A型等、第16の1の注1に規定する就労継続支援B型等又は通所による旧法施設支援を利用した日において、指定短期入所事業所において指定短期入所を行った場合に、障害程度区分に応じ、1日につきそれぞれ所定単位数を算定する。

3・4 (略)

5 ロ(1)については、第5の1の注1の(1)若しくは(2)に規定する利用者又は重症心身障害児(重度の知的障害及び重度の肢体不自由が重複している障害児をいう。以下同じ。)に対して、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定短期入所事業所において指定短期入所を行った場合に、1日につき所定単位数を算定する。

6 ロ(2)については、第5の1の注1の(1)若しくは(2)に規定する利用者又は重症心身障害児に対して、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た医療機関である指定短期入所事業所において指定短期入所を行った場合に、1日につき所定単位数を算定する。

7 (略)

する指定短期入所をいう。以下同じ。)を行った場合に、障害程度区分に応じ、1日につきそれぞれ所定単位数を算定する。

2 イ(2)については、区分1以上に該当する利用者が、指定生活介護等、第11の1の注1に規定する指定自立訓練(機能訓練)等、第12の1の注1に規定する指定自立訓練(生活訓練)等、第13の1の注1に規定する指定就労移行支援等、第14の1の注1に規定する指定就労継続支援A型等、第15の1の注1に規定する就労継続支援B型等又は通所による旧法施設支援を利用した日において、指定短期入所事業所において指定短期入所を行った場合に、障害程度区分に応じ、1日につきそれぞれ所定単位数を算定する。

3・4 (略)

5 ロ(1)については、第4の1の注1の(1)若しくは(2)に規定する利用者又は重症心身障害児(重度の知的障害及び重度の肢体不自由が重複している障害児をいう。以下同じ。)に対して、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定短期入所事業所において指定短期入所を行った場合に、1日につき所定単位数を算定する。

6 ロ(2)については、第4の1の注1の(1)若しくは(2)に規定する利用者又は重症心身障害児に対して、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た医療機関である指定短期入所事業所において指定短期入所を行った場合に、1日につき所定単位数を算定する。

7 (略)

8 ハ(1)については、第5の1の注1の(1)若しくは(2)に規定する利用者又は重症心身障害児に対して、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定短期入所事業所において、日中のみの指定短期入所を行った場合に、1日につき所定単位数を算定する。

9 ハ(2)については、第5の1の注1の(1)若しくは(2)に規定する利用者又は重症心身障害児に対して、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定短期入所事業所において、日中のみの指定短期入所を行った場合に、1日につき所定単位数を算定する。

10・11 (略)

12 ニ(2)については、第6の1の注3に規定する基準該当生活介護又は厚生労働省関係構造改革特別区域法第2条第3項に規定する省令の特例に関する措置及びその適用を受ける特定事業を定める省令（平成15年厚生労働省令第132号）第4条第1項に規定する基準該当自立訓練（機能訓練）、基準該当自立訓練（生活訓練）若しくは基準該当児童デイサービスを利用した日において、基準該当短期入所事業所において基準該当短期入所を行った場合に、1日につき所定単位数を算定する。

13・14 (略)

2 (略)

3 重度障害者支援加算

注 指定短期入所事業所において、第9の注1に規定する利用者の心身の状態に相当する心身の状態にある者に対して指定短期

8 ハ(1)については、第4の1の注1の(1)若しくは(2)に規定する利用者又は重症心身障害児に対して、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定短期入所事業所において、日中のみの指定短期入所を行った場合に、1日につき所定単位数を算定する。

9 ハ(2)については、第4の1の注1の(1)若しくは(2)に規定する利用者又は重症心身障害児に対して、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定短期入所事業所において、日中のみの指定短期入所を行った場合に、1日につき所定単位数を算定する。

10・11 (略)

12 ニ(2)については、第5の1の注3に規定する基準該当生活介護又は厚生労働省関係構造改革特別区域法第2条第3項に規定する省令の特例に関する措置及びその適用を受ける特定事業を定める省令（平成15年厚生労働省令第132号）第4条第1項に規定する基準該当自立訓練（機能訓練）、基準該当自立訓練（生活訓練）若しくは基準該当児童デイサービスを利用した日において、基準該当短期入所事業所において基準該当短期入所を行った場合に、1日につき所定単位数を算定する。

13・14 (略)

2 (略)

3 重度障害者支援加算

注 指定短期入所事業所において、第8の注1に規定する利用者の心身の状態に相当する心身の状態にある者に対して指定短期

入所を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。ただし、この場合において、1のロの医療型短期入所サービス費又は1のハの医療型特定短期入所サービス費を算定している場合は、算定しない。

4 (略)

5 医療連携体制加算

イ・ロ (略)

注1 イについては、医療機関等との連携により、看護職員を指定短期入所事業所に訪問させ、当該看護職員が利用者に対して看護を行った場合に、当該看護を受けた利用者に対し、1日につき所定単位数を加算する。ただし、診療報酬の算定方法（平成20年厚生労働省告示第59号）別表第一医科診療報酬点数表の精神科訪問看護・指導料(D)若しくは訪問看護療養費に係る指定訪問看護の費用の額の算定方法（平成20年厚生労働省告示第67号）別表の訪問看護基本療養費(D)（以下「精神科訪問看護・指導料等」という。）の算定対象となる利用者又は指定生活介護等若しくは第12の1の注1に規定する指定自立訓練（機能訓練）等を行う指定障害者支援施設等において指定短期入所を行う場合の利用者については、算定しない。

2 ロについては、医療機関等との連携により、看護職員を指定短期入所事業所に訪問させ、当該看護職員が2以上の利用者に対して看護を行った場合に、当該看護を受けた利用者に対し、1回の訪問につき8名を限度として、1日につき所定単位数を加算する。ただし、精神科訪問看護・指導料等の算定対象となる利用者又は指定生活介護等若しくは第12の1の注1に規定する指定自立訓練（機能訓練）等

入所を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。ただし、この場合において、1のロの医療型短期入所サービス費又は1のハの医療型特定短期入所サービス費を算定している場合は、算定しない。

4 (略)

5 医療連携体制加算

イ・ロ (略)

注1 イについては、医療機関等との連携により、看護職員を指定短期入所事業所に訪問させ、当該看護職員が利用者に対して看護を行った場合に、当該看護を受けた利用者に対し、1日につき所定単位数を加算する。ただし、診療報酬の算定方法（平成20年厚生労働省告示第59号）別表第一医科診療報酬点数表の精神科訪問看護・指導料(D)若しくは訪問看護療養費に係る指定訪問看護の費用の額の算定方法（平成20年厚生労働省告示第67号）別表の訪問看護基本療養費(D)（以下「精神科訪問看護・指導料等」という。）の算定対象となる利用者又は指定生活介護等若しくは第11の1の注1に規定する指定自立訓練（機能訓練）等を行う指定障害者支援施設等において指定短期入所を行う場合の利用者については、算定しない。

2 ロについては、医療機関等との連携により、看護職員を指定短期入所事業所に訪問させ、当該看護職員が2以上の利用者に対して看護を行った場合に、当該看護を受けた利用者に対し、1回の訪問につき8名を限度として、1日につき所定単位数を加算する。ただし、精神科訪問看護・指導料等の算定対象となる利用者又は指定生活介護等若しくは第11の1の注1に規定する指定自立訓練（機能訓練）等

を行う指定障害者支援施設において指定短期入所を行う場合の利用者については、算定しない。

6～8 (略)

第9 重度障害者等包括支援  
(略)

第10 共同生活介護

1 共同生活介護サービス費 (1日につき)

イ～ホ (略)

- 注1 イからホまでについては、区分2以上に該当する身体障害者(身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第4条に規定する身体障害者をいい、65歳未満の者又は65歳に達する日の前日までに障害福祉サービス若しくはこれに準ずるものを利用したことがある者に限る。)、知的障害者(知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)にいう知的障害者をいう。)又は精神障害者(精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第5条に規定する精神障害者をいう、以下同じ。)(第17の1の注1において「身体障害者等」という。)に対して、指定共同生活介護(指定障害福祉サービス基準第137条に規定する指定共同生活介護をいう。以下同じ。)を行った場合に、所定単位数を算定する。

2 イについては、指定障害福祉サービス基準第138条第1項第1号の規定により置くべき世話人(以下第10において「世話人」という。)が、常勤換算方法で、利用者の数を4で除して得た数以上配置されているものとして都道府県知事に届け出た指定共同生活介護事業所(指定障害福祉サービス基準第138条第1項に規定する指定共同生活介護事業所

を行う指定障害者支援施設において指定短期入所を行う場合の利用者については、算定しない。

6～8 (略)

第8 重度障害者等包括支援  
(略)

第9 共同生活介護

1 共同生活介護サービス費 (1日につき)

イ～ホ (略)

- 注1 イからホまでについては、区分2以上に該当する身体障害者(身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第4条に規定する身体障害者をいい、65歳未満の者又は65歳に達する日の前日までに障害福祉サービス若しくはこれに準ずるものを利用したことがある者に限る。)、知的障害者(知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)にいう知的障害者をいう。)又は精神障害者(精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第5条に規定する精神障害者をいう、以下同じ。)(第16の1の注1において「身体障害者等」という。)に対して、指定共同生活介護(指定障害福祉サービス基準第137条に規定する指定共同生活介護をいう。以下同じ。)を行った場合に、所定単位数を算定する。

2 イについては、指定障害福祉サービス基準第138条第1項第1号の規定により置くべき世話人(以下この第9において「世話人」という。)が、常勤換算方法で、利用者の数を4で除して得た数以上配置されているものとして都道府県知事に届け出た指定共同生活介護事業所(指定障害福祉サービス基準第138条第1項に規定する指定共同生活介護事

をいう。以下同じ。)において、指定共同生活介護を行った場合に、障害程度区分に応じ、1日につき所定単位数を算定する。

3～7 (略)

8 (略)

(1)・(2) (略)

(3) 共同生活住居(指定障害福祉サービス基準第137条に規定する共同生活住居をいう。以下第10において同じ。)の入居定員(指定障害福祉サービス基準第217条に規定する一体型指定共同生活介護事業所及びび一体型指定共同生活援助事業所を一の事業所とみなした場合における当該共同生活住居に係る入居定員とする。以下同じ。)が8人以上である場合 100分の95

(4) (略)

9 (略)

1の2 福祉専門職員配置等加算

イ・ロ (略)

注1 イについては、世話人又は指定障害福祉サービス基準第138条第1項の規定により置くべき生活支援員(以下第10において「生活支援員等」という。)(注2において「世話人等」という。)として常勤で配置されている従業者のうち、社会福祉士、介護福祉士又は精神保健福祉士である従業者の割合が100分の25以上であるものとして都道府県知事に届け出た指定共同生活介護事業所において、指定共同生活介護を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。

2 (略)

業所をいう。以下同じ。)において、指定共同生活介護を行った場合に、障害程度区分に応じ、1日につき所定単位数を算定する。

3～7 (略)

8 (略)

(1)・(2) (略)

(3) 共同生活住居(指定障害福祉サービス基準第137条に規定する共同生活住居をいう。以下この第9において同じ。)の入居定員(指定障害福祉サービス基準第217条に規定する一体型指定共同生活介護事業所及びび一体型指定共同生活援助事業所を一の事業所とみなした場合における当該共同生活住居に係る入居定員とする。以下同じ。)が8人以上である場合 100分の95

(4) (略)

9 (略)

1の2 福祉専門職員配置等加算

イ・ロ (略)

注1 イについては、世話人又は指定障害福祉サービス基準第138条第1項の規定により置くべき生活支援員(以下この第9において「生活支援員等」という。)(注2において「世話人等」という。)として常勤で配置されている従業者のうち、社会福祉士、介護福祉士又は精神保健福祉士である従業者の割合が100分の25以上であるものとして都道府県知事に届け出た指定共同生活介護事業所において、指定共同生活介護を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。

2 (略)

## 2 夜間支援体制加算

イ 夜間及び深夜の時間帯において、世話人又は生活支援員等が支援を行う利用者（以下第10の2において「夜間支援対象利用者」という。）が4人以下の場合

(1)～(3) (略)

ロ～リ (略)

注 (略)

## 3 重度障害者支援加算

注 第9の注1に規定する利用者の心身の状態に相当する心身の状態にある者（指定障害福祉サービス基準附則第18条の2第1項又は第2項の規定の適用を受ける利用者を除く。）の数が2以上である指定共同生活介護事業所（経過的居宅介護利用型指定共同生活介護事業所を除く。）において、指定障害福祉サービス基準第138条に規定する生活支援員の員数に加えて生活支援員を配置しているものとして都道府県知事に届け出た指定共同生活介護事業所において、指定共同生活介護を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。

4 (略)

## 5 自立生活支援加算

注 次の(1)及び(2)に掲げる要件を満たしているものとして都道府県知事に届け出た指定共同生活介護事業所が、居宅における単身等での生活（以下この注及び第17の2において「単身生活等」という。）が可能であると見込まれる利用者に対して、市町村の承認を受けた共同生活介護計画に基づき、単身生活等への移行に向けた相談支援等を行った場合に、当該共同生活介護計画の対象となる期間のうち180日を限度として、1日につき所定単位数を加算する。

## 2 夜間支援体制加算

イ 夜間及び深夜の時間帯において、世話人又は生活支援員等が支援を行う利用者（以下この第9の2において「夜間支援対象利用者」という。）が4人以下の場合

(1)～(3) (略)

ロ～リ (略)

注 (略)

## 3 重度障害者支援加算

注 第8の注1に規定する利用者の心身の状態に相当する心身の状態にある者（指定障害福祉サービス基準附則第18条の2第1項又は第2項の規定の適用を受ける利用者を除く。）の数が2以上である指定共同生活介護事業所（経過的居宅介護利用型指定共同生活介護事業所を除く。）において、指定障害福祉サービス基準第138条に規定する生活支援員の員数に加えて生活支援員を配置しているものとして都道府県知事に届け出た指定共同生活介護事業所において、指定共同生活介護を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。

4 (略)

## 5 自立生活支援加算

注 次の(1)及び(2)に掲げる要件を満たしているものとして都道府県知事に届け出た指定共同生活介護事業所が、居宅における単身等での生活（以下この注及び第16の2において「単身生活等」という。）が可能であると見込まれる利用者に対して、市町村の承認を受けた共同生活介護計画に基づき、単身生活等への移行に向けた相談支援等を行った場合に、当該共同生活介護計画の対象となる期間のうち180日を限度として、1日につき所定単位数を加算する。

(1)・(2) (略)  
6～9 (略)

**第11 施設入所支援**

1 施設入所支援サービス費（1日につき）

イ～ニ (略)

注1 (略)

(1) (略)

(2) 第12の1の注1に規定する指定自立訓練（機能訓練）等、第13の1の注1に規定する指定自立訓練（生活訓練）等、（同注に規定する指定宿泊型自立訓練を除く。）又は第14の1の注1に規定する指定就労移行支援等（以下「指定自立訓練等」という。）を受け、かつ、入所させながら訓練等を実施することが必要かつ効果的であると認められる者又は地域における障害福祉サービスの提供体制の状況その他やむを得ない事情により、通所によって訓練等を受けることが困難な者

(3) 別に厚生労働大臣が定める者のうち、指定生活介護等を受ける者であつて、区分3（50歳以上の者）にあつては、区分2）以下に該当するもの若しくは区分1から区分6までのいずれにも該当しないもの又は指定自立訓練等、第15の1の注1に規定する指定就労継続支援A型等若しくは第16の1の注1に規定する指定就労継続支援B型等を受ける者

2 (略)

2 (略)

3 重度障害者支援加算

イ・ロ (略)

(1)・(2) (略)  
6～9 (略)

**第10 施設入所支援**

1 施設入所支援サービス費（1日につき）

イ～ニ (略)

注1 (略)

(1) (略)

(2) 第11の1の注1に規定する指定自立訓練（機能訓練）等、第12の1の注1に規定する指定自立訓練（生活訓練）等、（同注に規定する指定宿泊型自立訓練を除く。）又は第13の1の注1に規定する指定就労移行支援等（以下「指定自立訓練等」という。）を受け、かつ、入所させながら訓練等を実施することが必要かつ効果的であると認められる者又は地域における障害福祉サービスの提供体制の状況その他やむを得ない事情により、通所によって訓練等を受けることが困難な者

(3) 別に厚生労働大臣が定める者のうち、指定生活介護等を受ける者であつて、区分3（50歳以上の者）にあつては、区分2）以下に該当するもの若しくは区分1から区分6までのいずれにも該当しないもの又は指定自立訓練等、第14の1の注1に規定する指定就労継続支援A型等若しくは第15の1の注1に規定する指定就労継続支援B型等を受ける者

2 (略)

2 (略)

3 重度障害者支援加算

イ・ロ (略)

注1・2 (略)

3 ロ(1)については、第6の2のイに規定する人員配置体制加算(Ⅰ)が算定されている利用者であつて、第9の注1の(2)に規定する別に厚生労働大臣が定める基準を満たしている利用者1人につき、指定障害者支援施設基準第4条又は附則第3条の規定による人員配置に加え、常勤換算方法で、指定障害者支援施設基準第4条第1項第1号又は附則第3条第1項第1号の規定により置くべき生活支援員を0.5人以上配置しているものとして都道府県知事に届け出た指定施設入所支援等の単位において、指定施設入所支援等の提供を行った場合に、障害程度区分に応じ、1日につき所定単位数を加算する。

4 ロ(2)については、第6の2のロに規定する人員配置体制加算(Ⅱ)が算定されている利用者であつて、第9の注1の(2)に規定する別に厚生労働大臣が定める基準を満たしている利用者1人につき、指定障害者支援施設基準第4条又は附則第3条の規定による人員配置に加え、常勤換算方法で、指定障害者支援施設基準第4条第1項第1号又は附則第3条第1項第1号の規定により置くべき生活支援員を0.5人以上配置しているものとして都道府県知事に届け出た指定施設入所支援等の単位において、指定施設入所支援等の提供を行った場合に、障害程度区分に応じ、1日につき所定単位数を加算する。

5 ロ(3)については、第6の2のハに規定する人員配置体制加算(Ⅲ)が算定されている利用者であつて、第9の注1の(2)に規定する別に厚生労働大臣が定める基準を満たしている利用者1人につき、指定障害者支援施設基準第4条又は

注1・2 (略)

3 ロ(1)については、第5の2のイに規定する人員配置体制加算(Ⅰ)が算定されている利用者であつて、第8の注1の(2)に規定する別に厚生労働大臣が定める基準を満たしている利用者1人につき、指定障害者支援施設基準第4条又は附則第3条の規定による人員配置に加え、常勤換算方法で、指定障害者支援施設基準第4条第1項第1号又は附則第3条第1項第1号の規定により置くべき生活支援員を0.5人以上配置しているものとして都道府県知事に届け出た指定施設入所支援等の単位において、指定施設入所支援等の提供を行った場合に、障害程度区分に応じ、1日につき所定単位数を加算する。

4 ロ(2)については、第5の2のロに規定する人員配置体制加算(Ⅱ)が算定されている利用者であつて、第8の注1の(2)に規定する別に厚生労働大臣が定める基準を満たしている利用者1人につき、指定障害者支援施設基準第4条又は附則第3条の規定による人員配置に加え、常勤換算方法で、指定障害者支援施設基準第4条第1項第1号又は附則第3条第1項第1号の規定により置くべき生活支援員を0.5人以上配置しているものとして都道府県知事に届け出た指定施設入所支援等の単位において、指定施設入所支援等の提供を行った場合に、障害程度区分に応じ、1日につき所定単位数を加算する。

5 ロ(3)については、第5の2のハに規定する人員配置体制加算(Ⅲ)が算定されている利用者であつて、第8の注1の(2)に規定する別に厚生労働大臣が定める基準を満たしている利用者1人につき、指定障害者支援施設基準第4条又は

附則第3条の規定による人員配置に加え、常勤換算方法で、指定障害者支援施設基準第4条第1項第1号又は附則第3条第1項第1号の規定により置くべき生活支援員を0.5人以上配置しているものとして都道府県知事に届け出た指定施設入所支援等の単位において、指定施設入所支援等の提供を行った場合に、障害程度区分に応じ、1日につき所定単位数を加算する。

6 ロ(4)については、第6の2に規定する人員配置体制加算が算定されていない利用者であつて、第9の注1の(2)に規定する別に厚生労働大臣が定める基準を満たしている利用者1人につき、指定障害者支援施設基準第4条又は附則第3条の規定による人員配置に加え、常勤換算方法で、指定障害者支援施設基準第4条第1項第1号又は附則第3条第1項第1号の規定により置くべき生活支援員を1人以上配置しているものとして都道府県知事に届け出た指定施設入所支援等の単位において、指定施設入所支援等の提供を行った場合に、障害程度区分に応じ、1日につき所定単位数を加算する。

7 (略)

4・5 (略)

6 土日等日中支援加算

注 (略)

(1) 土曜日、日曜日等であつて、指定生活介護等、指定自立訓練等、第15の1の注1に規定する指定就労継続支援A型等又は第16の1の注1に規定する就労継続支援B型等 ((2)において「日中活動サービス」という。)に係るサービスクラスが算定されない日

附則第3条の規定による人員配置に加え、常勤換算方法で、指定障害者支援施設基準第4条第1項第1号又は附則第3条第1項第1号の規定により置くべき生活支援員を0.5人以上配置しているものとして都道府県知事に届け出た指定施設入所支援等の単位において、指定施設入所支援等の提供を行った場合に、障害程度区分に応じ、1日につき所定単位数を加算する。

6 ロ(4)については、第5の2に規定する人員配置体制加算が算定されていない利用者であつて、第8の注1の(2)に規定する別に厚生労働大臣が定める基準を満たしている利用者1人につき、指定障害者支援施設基準第4条又は附則第3条の規定による人員配置に加え、常勤換算方法で、指定障害者支援施設基準第4条第1項第1号又は附則第3条第1項第1号の規定により置くべき生活支援員を1人以上配置しているものとして都道府県知事に届け出た指定施設入所支援等の単位において、指定施設入所支援等の提供を行った場合に、障害程度区分に応じ、1日につき所定単位数を加算する。

7 (略)

4・5 (略)

6 土日等日中支援加算

注 (略)

(1) 土曜日、日曜日等であつて、指定生活介護等、指定自立訓練等、第14の1の注1に規定する指定就労継続支援A型等又は第15の1の注1に規定する就労継続支援B型等 ((2)において「日中活動サービス」という。)に係るサービスクラスが算定されない日

(2) (略)

7 入院・外泊時加算

(1)～(3) (略)

注 利用者が病院又は診療所への入院を要した場合及び利用者に  
対して居宅における外泊（指定共同生活介護及び第17の1の注  
1に規定する指定共同生活援助における体験的な利用に伴う外  
泊を含む。以下この7及び8において同じ。）を認めた場合に  
1月に8日（継続して入院又は外泊している者にあつては入  
院し、又は外泊した初日から起算して3月に限る。）を限度と  
して、所定単位数に代えて、利用定員に応じ、それぞれ(1)か  
ら(3)までに掲げる単位数の1000分の965に相当する単位数とす  
る。）を算定する。ただし、入院又は外泊の初日及び最終日は  
、算定しない。

8～16 (略)

第12 自立訓練（機能訓練）

1 機能訓練サービスマス（1日につき）

イ～ハ (略)

注1～3 (略)

4 イ又はロに掲げる機能訓練サービスマスの算定に当たつて  
、イについては次の(1)から(3)までのいずれかに該当する  
場合に、ロについては(3)に該当する場合に、それぞれ(1)  
から(3)までに掲げる割合を所定単位数に乗じて得た数を算  
定する。

(1) (略)

(2) 指定自立訓練（機能訓練）等の提供に当たつて、指定  
障害福祉サービスマス基準第162条若しくは第223条第1項に  
おいて準用する指定障害福祉サービスマス基準第58条又は指

(2) (略)

7 入院・外泊時加算

(1)～(3) (略)

注 利用者が病院又は診療所への入院を要した場合及び利用者に  
対して居宅における外泊（指定共同生活介護及び第16の1の注  
1に規定する指定共同生活援助における体験的な利用に伴う外  
泊を含む。以下この7及び8において同じ。）を認めた場合に  
1月に8日（継続して入院又は外泊している者にあつては入  
院し、又は外泊した初日から起算して3月に限る。）を限度と  
して、所定単位数に代えて、利用定員に応じ、それぞれ(1)か  
ら(3)までに掲げる単位数の1000分の965に相当する単位数とす  
る。）を算定する。ただし、入院又は外泊の初日及び最終日は  
、算定しない。

8～16 (略)

第11 自立訓練（機能訓練）

1 機能訓練サービスマス（1日につき）

イ～ハ (略)

注1～3 (略)

4 イ又はロに掲げる機能訓練サービスマスの算定に当たつて  
、イについては次の(1)から(3)までのいずれかに該当する  
場合に、ロについては(3)に該当する場合に、それぞれ(1)  
から(3)までに掲げる割合を所定単位数に乗じて得た数を算  
定する。

(1) (略)

(2) 指定自立訓練（機能訓練）等の提供に当たつて、指定  
障害福祉サービスマス基準第162条若しくは第223条第1項に  
おいて準用する指定障害福祉サービスマス基準第58条又は指

<p>定障害者支援施設基準第23条の規定に従い、自立訓練（機能訓練）計画等又は特定基準該当障害福祉サービス計画（特定基準該当自立訓練（機能訓練）に係る計画に限る。第12の6の注において同じ。）が作成されていない場合 100分の95</p> <p>(3) (略)</p> <p>5 (略)</p> <p>1の2～6 (略)</p> <p><u>第13</u> 自立訓練（生活訓練）</p> <p>1 生活訓練サービス費（1日につき）</p> <p>イ～ニ (略)</p> <p>注1～4 (略)</p> <p>5 (略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 指定自立訓練（生活訓練）等又は指定宿泊型自立訓練の提供に当たって、指定障害福祉サービス基準第171条若しくは第223条第1項において準用する指定障害福祉サービス基準第58条又は指定障害者支援施設基準第23条の規定に従い、自立訓練（生活訓練）計画等又は特定基準該当障害福祉サービス計画（特定基準該当自立訓練（生活訓練）に係る計画に限る。<u>第13</u>の7の注2において同じ。）が作成されていない場合 100分の95</p> <p>6 (略)</p> <p>1の2～5の5 (略)</p> <p>5の6 帰宅時支援加算</p> <p>イ・ロ (略)</p> <p>注 指定宿泊型自立訓練の利用者が自立訓練（生活訓練）計画</p>	<p>定障害者支援施設基準第23条の規定に従い、自立訓練（機能訓練）計画等又は特定基準該当障害福祉サービス計画（特定基準該当自立訓練（機能訓練）に係る計画に限る。別表第11の6の注において同じ。）が作成されていない場合 100分の95</p> <p>(3) (略)</p> <p>5 (略)</p> <p>1の2～6 (略)</p> <p><u>第12</u> 自立訓練（生活訓練）</p> <p>1 生活訓練サービス費（1日につき）</p> <p>イ～ニ (略)</p> <p>注1～4 (略)</p> <p>5 (略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 指定自立訓練（生活訓練）等又は指定宿泊型自立訓練の提供に当たって、指定障害福祉サービス基準第171条若しくは第223条第1項において準用する指定障害福祉サービス基準第58条又は指定障害者支援施設基準第23条の規定に従い、自立訓練（生活訓練）計画等又は特定基準該当障害福祉サービス計画（特定基準該当自立訓練（生活訓練）に係る計画に限る。別表第12の7の注2において同じ。）が作成されていない場合 100分の95</p> <p>6 (略)</p> <p>1の2～5の5 (略)</p> <p>5の6 帰宅時支援加算</p> <p>イ・ロ (略)</p> <p>注 指定宿泊型自立訓練の利用者が自立訓練（生活訓練）計画</p>
---	--

に基づき家族等の居宅等において外泊（指定共同生活介護及び第17の1の注1に規定する指定共同生活援助における体験的な利用に伴う外泊を含む。5の7において同じ。）した場合に、1月に1回を限度として、外泊期間の日数の合計に応じ、所定単位数を算定する。

5の7～7（略）

8 精神障害者退院支援施設加算

イ・ロ（略）

注 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た精神科病院（精神科病院以外の病院で精神病床（医療法（昭和23年法律第205号）第7条第2項第1号に掲げる精神病床をいう。以下この注及び第14の9において同じ。）が設けられているものを含む。以下同じ。）の精神病床を転換して指定自立訓練（生活訓練）又は第14の1の注1に規定する指定就労移行支援を併せて居住の場を提供する指定自立訓練（生活訓練）事業所又は第14の1の注3に規定する指定移行支援事業所であつて、法附則第1条第3号に掲げる規定の施行の前日までに指定を受けた事業所（第14の9の注において「精神障害者退院支援施設」という。）である指定自立訓練（生活訓練）事業所において、精神病床におおむね1年以上入院していた精神障害者その他これに準ずる精神障害者に対して、居住の場を提供していた場合に、1日につき所定単位数を算定する。

第14 就労移行支援

1～6（略）

7 食事提供体制加算

注 低所得者等であつて就労移行支援計画等により食事の提供を

に基づき家族等の居宅等において外泊（指定共同生活介護及び第16の1の注1に規定する指定共同生活援助における体験的な利用に伴う外泊を含む。5の7において同じ。）した場合に、1月に1回を限度として、外泊期間の日数の合計に応じ、所定単位数を算定する。

5の7～7（略）

8 精神障害者退院支援施設加算

イ・ロ（略）

注 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た精神科病院（精神科病院以外の病院で精神病床（医療法（昭和23年法律第205号）第7条第2項第1号に掲げる精神病床をいう。以下この注及び第13の9において同じ。）が設けられているものを含む。以下同じ。）の精神病床を転換して指定自立訓練（生活訓練）又は第13の1の注1に規定する指定就労移行支援を併せて居住の場を提供する指定自立訓練（生活訓練）事業所又は第13の1の注3に規定する指定移行支援事業所であつて、法附則第1条第3号に掲げる規定の施行の前日までに指定を受けた事業所（第13の9の注において「精神障害者退院支援施設」という。）である指定自立訓練（生活訓練）事業所において、精神病床におおむね1年以上入院していた精神障害者その他これに準ずる精神障害者に対して、居住の場を提供していた場合に、1日につき所定単位数を算定する。

第13 就労移行支援

1～6（略）

7 食事提供体制加算

注 低所得者等であつて就労移行支援計画等により食事の提供を

<p>行うこととなっている利用者（指定障害者支援施設等に入所する者を除く。）に対して、指定就労移行支援事業所等に従事する調理員による食事の提供であること又は調理業務を第三者に委託していること等当該指定就労移行支援事業所等の責任において食事提供のための体制を整えているものとして都道府県知事に届け出た当該指定就労移行支援事業所等において、食事の提供を行った場合には、<u>平成24年3月31日</u>までの間、1日につき所定単位数を加算する。</p> <p>8～13 (略)</p> <p><u>第15・第16</u> (略)</p> <p><u>第17</u> 共同生活援助</p> <p>1 共同生活援助サービス費（1日につき）</p> <p>イ～ハ (略)</p> <p>注1～7 (略)</p> <p>8 (略)</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 共同生活住居（指定障害福祉サービス基準第207条に規定する共同生活住居をいう。以下<u>第17</u>において同じ。）の入居定員が8人以上である場合 100分の90</p> <p>(4) (略)</p> <p>9 (略)</p> <p>1の2～7 (略)</p>	<p>行うこととなっている利用者（指定障害者支援施設等に入所する者を除く。）に対して、指定就労移行支援事業所等に従事する調理員による食事の提供であること又は調理業務を第三者に委託していること等当該指定就労移行支援事業所等の責任において食事提供のための体制を整えているものとして都道府県知事に届け出た当該指定就労移行支援事業所等において、食事の提供を行った場合には、<u>平成21年3月31日</u>までの間、1日につき所定単位数を加算する。</p> <p>8～13 (略)</p> <p><u>第14・第15</u> (略)</p> <p><u>第16</u> 共同生活援助</p> <p>1 共同生活援助サービス費（1日につき）</p> <p>イ～ハ (略)</p> <p>注1～7 (略)</p> <p>8 (略)</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 共同生活住居（指定障害福祉サービス基準第207条に規定する共同生活住居をいう。以下<u>この第16</u>において同じ。）の入居定員が8人以上である場合 100分の90</p> <p>(4) (略)</p> <p>9 (略)</p> <p>1の2～7 (略)</p>
---	---